

労働安全衛生関係法令に基づく指定事務の手数料の見直しについて

令和8年2月12日

安全衛生関係指定制度運営評価会議

1 趣旨

厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書（平成22年12月27日）を踏まえ、労働安全衛生法関係法令に基づく指定事務について、労働政策審議会安全衛生分科会に専門委員会（「指定・登録制度改革検討専門委員会」）を設置し、指定制度の在り方及び国家試験等の手数料額について検討した結果、外部の有識者で構成される第三者委員会（「安全衛生関係指定制度運営評価会議」）を開催して、指定法人の業務実施状況を確認して改善指導を行うとともに、指定事務（試験等）の手数料が適正であるかについての評価等を行うこととされている（平成23年11月30日専門委員会報告書）。

これを受け、今般、当評価会議において、指定法人の効率化に向けた取組を始めとする中期計画に基づく業務の実施状況等について審査を実施するとともに、今後の適正な手数料額について意見を取りまとめたものである。

2 指定法人の業務実施状況

指定法人においては、安全衛生関係指定制度運営評価会議の審査を経て、令和5年度から令和7年度を計画期間とする中期計画を策定し、事業改善や効率化に向けた取組を行ってきた。

取組は、これまでのところ中期計画に基本的に沿ったものとなっており、当法人の業務の実施状況は適正なものと評価でき、また、各業務に係るコストも概ね適正なものと評価しうる（具体的な実施状況等は資料2、参考資料4－3を参照）。

また、政府からの要請である電子申請・電子納付システム開発及び利便性の高い受験会場の開設など受験者の利便性の向上を図る課題への対応も計画的かつ着実に遂行されている。

3 手数料額について

（1）基本的な考え方

上記2のとおり、各業務に係るコストは概ね適正であることに加え、政府の要請である電子申請・電子納付システムに係る開発・運用等に対応すべく令和5年度から引き上げた手数料を含め、各手数料額については、現在の収支状況及び受験申請者数等に基づき今後3年程度の受験申請者及び登録申請者一人当たりのコストを推計し、当該3年間に於いて現行の手数料との乖離度が平均して概ね10%を超えるものについては、均衡する水

準に改訂することが適当という従前の基準を踏襲することとする。

(2) 見直し結果

ア 免許試験（試算の詳細は別紙１）

指定法人の試算によると、令和５年度～令和７年度の申請者一人当たりの収支差は700円強（乖離度約８％）の赤字である（令和７年度は予算ベース）。

令和８年度～令和10年度の申請者一人当たりの収支差（見込み）は約200円弱の赤字であるが、乖離度は約２％（見込み）であり、更なる経費の削減による費用の抑制に努めつつ、当面の３年間については、手数料は「据え置き」とすることが妥当である。

イ 労働安全・労働衛生コンサルタント試験（試算の詳細は別紙２）

指定法人の試算によると、令和５年度～令和７年度の申請者一人当たりの収支差は800円強（乖離度約３％）の赤字である（令和７年度は予算ベース）。

令和８年度～令和10年度の申請者一人当たりの収支差（見込み）は約2,000円強の黒字、乖離度は約９％（見込み）であり、当面の３年間については、現行手数料の「据え置き」とすることが妥当である。

ウ 作業環境測定士試験（試算の詳細は別紙３）

指定法人の試算によると、令和５年度～令和７年度の申請者一人当たりの収支差は2000円弱（乖離度約16％）の赤字である（令和７年度は予算ベース）。

しかし、令和８年度～令和10年度の申請者一人当たりの収支差（見込み）は、令和７年度の作業環境測定法の改正等により受験者数の増加が見込まれ若干の黒字、乖離度は約０％（見込み）であり、当面の３年間については、手数料は「据え置き」とすることが妥当である。

エ 労働安全・労働衛生コンサルタント登録（試算の詳細は別紙４）

指定法人の試算によると、令和５年度～令和７年度の申請者一人当たりの収支差は800円弱（乖離度約３％）の赤字である（令和７年度は予算ベース）。

令和８年度～令和10年度の申請者一人当たりの収支差は800円強の赤字であるが、乖離度は約４％（見込み）であり、更なる経費の削減による費用の抑制に努めつつ、当面の３年間については、手数料は「据え置き」とすることが妥当である。

オ 作業環境測定士登録（試算の詳細は別紙５）

指定法人の試算によると、令和５年度～令和７年度の申請者一人当たりの収支差は約4000円強（乖離度約21％）の赤字である（令和７年度は予算ベース）。

しかし、令和８年度～令和10年度の申請者一人当たりの収支差は作業環

境測定法の改正等による登録事務の業務量が増えるものの登録者の増加が見込まれ約1000円強の赤字となり、乖離度7%（見込み）に改善されることから、更なる経費の削減による費用の抑制に努めつつ、手数料は「据え置き」とすることが妥当である。

（３）今後の見直し

手数料は、特段の事情がない限り概ね３年後に見直すこととするが、物価上昇や人件費高騰等の状況を勘案して必要が生じた場合には適宜見直しを行うこととする。

その際には、上記（１）のとおり当面の３年間の乖離度見込みがそれぞれの事務区分において10%を超えるか否かを目安にするほか、当面の３年間に於いて各事務区分の乖離度は10%を超えない見込みであっても、①全体として赤字が大きいのか否か、②各事務区分の収支差が赤字を継続しているのか否か、③指定法人の財政状況、等を考慮の上、手数料の見直しを検討する必要がある。